

イ、請願書ノ締切ヲ左ノ通り定ムルコト

第一回締切 十月廿日

第二回締切 十月卅一日

第三回締切 十一月十日

第四回締切 十一月廿日

第五回締切 十一月三十日

ロ、各常任理事ハ曩ニ決定シタ請願書配布分擔區域内ニ於ケル署名ニ付全責任ヲ負ヒ急遽署名シ郵送スル様督勵スルト全時ニ各自分擔區域内ニ至リ催促スルコト。

ハ、同盟員ニシテ請願書ノ趣旨ヲ納得シ得ズ動トモスレバ逆宣傳ヲナサントスル傾向アルニ鑑ミ今後斯ノ如キ事アレバ直ニ責任者ヲ現地ニ急行セシメ懇篤ニ其ノ趣旨ヲ説明スルト。

ニ、該運動ニ對シ動トモスレバ他團體ニ於テ逆宣傳ヲ行ヒ以テ

自團體ノ組織強化ヲ計ラントスル計劃アル模様デアルガ如斯ハ微々タルモノニシテ取上グル必要ガナイガ目的貫徹ノ見地ヨリ多少影響アルニ非ザルヤト有慮セラル、向アルヲ以テ今後充分注意スルコト。

ホ、其他具體的事實問題ニ就テハ其ノ都度對策ヲ樹立スルコト。
(3) 請願書提出上京員選任ニ關スル件

請願書ハ農林大臣ニ提出スルモノデアアルガ該請願書ヲ持參シ上京スルモノヲ左ノ通り選任スルコトニ決定

(イ) 目下請願書不着ニ付人選出來ナイガ大体本部常任理事二、三名、支部幹部二名位トスルコト。

(ロ) 本部常任理事ハ

小 島 利 彦

吉 岡 義 一

ノ兩名ニ決定スルモ其間上京出來ナイ事情アルトキハ後日ニ